

# ご意見ありがとうございました

## ● ごみ分別収集の取り組みについての市民政策コメント実施結果 ●

平成13年7月1日～27日まで「ごみ分別収集の取組み」について市民政策コメントを実施し、計165件の貴重なご意見をいただきました。これを踏まえ、鳥取市清掃審議会で慎重に検討・審議したうえで、10月10日、同審議会会長から答申を受けました。今回は、みなさんから寄せられた意見・提言の中から、特に多かったものとそれに対する市の考え方をお知らせします。

| 主な意見               | 市の考え方   |
|--------------------|---|
| ペットボトルの収集を毎週1回とすべき | きちんと分別され、回収される量の見込みとコスト面を考え月2回としました。ただし、今後の排出量を見ながら収集回数の見直しも検討していきます。 |
| ごみの出し方の広報を徹底すべき    | 引き続き市報やテレビおよび新聞紙上で広報を行います。ごみの分別パンフレットを全戸配布することとしています。                 |
| レジ袋の使用も認めるべき       | 可燃ごみの排出袋としての使用はできませんが、ペットボトル、プラスチックごみを排出する際には使用可能とする予定です。             |
| 指定袋は、破れにくいものにして欲しい | 袋の強度に一定の基準を設けたり、袋に製造業者名を印字するなど指定袋の品質を保つ工夫を行うこととしています。                 |
| 市が古紙類を定期回収すべき      | 市が回収する方向で検討しています。   |

### 市民政策コメント結果についての資料配付場所

市役所1階総合案内所 市役所本庁舎1階・環境課 鳥取駅行政サービスセンター（鳥取駅構内）  
鳥取市ホームページにも掲載しています。（アドレスは表紙下段を参照）

問い合わせ先 環境課（☎20 3217）

## ごみ分別ワンポイント

食品トレーは、きれいに洗って白色のものだけを出してください。色柄付きのものはプラスチックごみに出してください。

カップめん容器や、家電製品等の緩衝用発泡スチロールはプラスチックごみに出してください。

ビデオデッキ、石油ストーブ、扇風機、ガスコンロ、掃除機、タイヤチェーンは大型ごみです。

大型ごみを分解しても小型破碎ごみとしてステーションに出すことはできません。

大型ごみは、「大型ごみ受付センター（☎22・0353）」に申し込んでください。

**ごみの不法投棄は犯罪です。**  
**不法投棄は絶対にしないでください！**

不法投棄は1,000万円以下の罰金又は懲役刑となります

